

展望	1	公開月例研究会講演記録〈第221回〉(2005.10.1)	19
公開月例研究会講演記録〈第219回〉(2005.7.9)	2	産研だより	28
公開月例研究会講演記録〈第220回〉(2005.9.24)	11		

## 公開月例研究会講演記録〈第219回(2005.7.9)〉——

### 「キャッシュ・フロー計算書における業績報告機能」 —英国会計制度を題材として—

松山大学経営学部助教授

溝上達也

#### 1. はじめに

こんにちは。ただいまご紹介いただきました松山大学の溝上と申します。本日はこのような報告の機会をいただきまして、ありがとうございます。

近年、IASBを中心に業績報告制度に関する議論が盛んに行われています。その中で、IASBの前身でありますIASCが2001年に公表した原則書案『業績報告』に注目すべきことが書かれています。これは業績報告書をどのように変えるべきかについて検討した資料ですが、その中でキャッシュ・フロー計算書についても触れております。キャッシュ・フロー計算書の表示方法を直接法に一本化すべきであるということ、そして、キャッシュ・フロー計算書も業績報告書と整合するような分類をするべきであるということが述べられています。

#### 2. 問題の所在

私は、この業績報告について検討する原則書案に、敢えてキャッシュ・フロー計算書について書かれたことに注目しています。その上で、キャッシュ・フロー計算書に対して原則書案が持つ意味について考えてみますと、以下の二つのことがあげられます。一つは、業績報告書の基準が定められた次には、キャッシュ・フロー計算書の基準が改訂される可能性が高いということ。もう一つは、キャッシュ・フロー計算書の様式を検討する際には、業績報告との関係を意識しなければならないということ、つまり、業績報告の一翼を担うもの

としてキャッシュ・フロー計算書についても検討すべきであるということです。

これを検討するにあたり、英国の会計制度を題材といたします。その理由は、英国ではキャッシュ・フローを利益測定モデルに入れるということが意識されてきたからであります。このことは、英国のキャッシュ・フロー会計の第一人者であるローソン教授の以下の言によって明らかとなります。ローソン教授は、『流動性と収益性は反対の事柄である』という昔からの格言を用いるときは、その条件を十分に制限しなければならない。適切に分類されるキャッシュ・フロー計算書が、いかなる利益測定モデルにおいても十分に組み入れられない専門的な理由は存在しない」と述べ、キャッシュ・フロー計算を業績測定に役立てることを主張しております。

キャッシュ・フロー計算書についての制度研究は従来もされてきましたけれども、それは、キャッシュ・フロー計算書制度の国際比較によって、各国の計算書の特徴を明らかにするというもので、キャッシュ・フロー計算書以外の分野の会計基準は所与とされ、分野を越えた基準間の関係については問われてきませんでした。

我国では、損益計算書、貸借対照表という伝統的に確立された財務諸表の体系にキャッシュ・フロー計算書をいかに組み入れるかということが、キャッシュ・フロー会計の論点とされてきました。そこでは、損益計算書は所与とされてきました。ところが、損益計算書の構造について変えようと

いう議論が起こり、損益計算書の変更が検討されている現在、それを所与と考えることはできなくなっただけです。

そこで、本日の報告では、英国の会計制度を題材として、とりわけ業績報告との関係に注目しながら、キャッシュ・フロー会計の課題について考えてまいりたいと思います。

### 3. キャッシュ・フロー計算書における営業活動

会計基準は、経済環境等の要請に応じて、テーマごとにその都度制定あるいは改訂されるものがあります。はじめから規範的なフレームワークがあって、それに合わせて規定されてきたわけではありません。ある会計基準が制定される時、すでに存在している基準の影響を受けることが考えられますし、ひとたび制定された基準は次に定められる基準に影響を与えることが予想されます。そこで、業績報告とキャッシュ・フロー計算書制度との関係を考察するためには、まずそれぞれの会計基準がどのように展開してきたのか、時系列的に確認する必要があります。

1990年に設立されたASBは会計基準の整備に着手し、1991年にキャッシュ・フロー計算書について規定するFRS1号を、翌1992年に損益計算書について規定するFRS3号を公表しました。この両者は、ほぼ同時に議論が進められたと考えられます。

その後、1996年にFRS1号が改訂されています。業績報告書のほうは、2000年にFRS3号を改訂するための公開草案としてFRED22号が公表されています。その後、業績報告についてはIASBとの共同プロジェクトとなっております。

次に、FRS1号に規定されるキャッシュ・フロー計算書の特徴を明らかにします。これを行うには、国際標準とされる計算書との比較が分かりやすいので、国際会計基準の中でキャッシュ・フロー計算書を規定する改訂IAS7号との比較を通じてこれを行うことにします。これによると、FRS1号にはキャッシュ・フロー計算書における営業活動の意義に関して国際会計基準とは異なる思想があることが分かります。営業活動の意義については、活動区分と営業活動からのキャッシュ・フローの表示の規定において具現されるので、この二つの論点について見ていきたいと思

います。

配付資料の図表1をご覧ください。FRS1号では、キャッシュ・フローを「営業活動」、「投資報酬及び資金調達費用」、「税金」、「投資活動」、「財務」の五つに区分して表示することが求められています。

一方の改訂IAS7号は、計算書を「営業」、「投資」、「財務」の三つの活動に区分します。そのうち営業活動を以下のように定義しています。「営業活動とは、企業の主たる収益獲得活動をいい、投資または財務活動以外のその他の活動も含む」と。一方では、主たる収益獲得活動であるといいながら、後段で投資または財務活動に含まれない活動も含むとするのは明らかに矛盾しております。それでもこのような定義となったのは、後段の文言を入れることによって企業活動全体を網羅することが意図されたのと考えられます。これに対して、FRS1号には、改訂IAS7号における営業活動のように先に定義された他の活動以外のすべての活動を含むという区分が存在せず、すべての活動が積極的に定義されています。

営業活動が企業の主たる活動として重要であるのは、周知のことであり、国際会計基準において営業活動が消極的な定義となっているのは、これを軽視してのことではないはずです。では何故か。それは、キャッシュ・フロー計算の意義を企業の流動性の評価に求めていることによるものと考えられます。あくまで主眼は企業全体のキャッシュ・フロー計算にあり、それを分類表示することに活動区分の意味があると考えます。

逆に、すべての活動を積極的に定義するFRS1号の計算書では、個々の活動区分に意味があると考えられます。改訂IAS7号においては消極的に定義されている営業活動は、損益計算書上の営業利益を計算する区分と同一となっております。このような定義としている意味については、キャッシュ・フロー計算書における次の論点の検討によって明らかになります。

キャッシュ・フロー計算書をめぐる二つ目の論点は、営業活動からのキャッシュ・フローの表示であります。キャッシュ・フロー計算書と損益計算書とが数値上で連携する部分であるので、両計算書の関係に着目する本報告において特に重要となる論点であります。これを検討するためには、

英国制度による損益計算書をまず確認しなければなりません。

損益計算をめぐる近年の重要な論点としてリサイクリングの問題があります。リサイクリングとは、過年度に認識された未実現の損益項目が、実現した期に、再度損益計算書に実現利益として計上されることをいいます。FRS3号では、損益計算書において利益を計算した後、損益計算書に計上されない利得・損失を計上する総認識利得損失計算書によって包括利益を計算する二計算書方式が採用されております。総認識利得損失計算書には、固定資産や投資有価証券の評価差額が計上されます。当期に認識されるすべての利得・損失が企業の業績と考えられるので、これらの評価差額は資産の売却時にリサイクリングされません。

配付資料の図表 2 をご覧下さい。FRS3号による計算書の例示では、損益計算書において、「営業利益」、「経常利益」、「当期利益」の三つの利益が計算されております。

総認識利得損失計算書には、当期の利得および損失のうち、損益計算書に計上されない株主帰属のものが計上されます。配当控除前損益から、資産の再評価修正額と外貨換算レートの変動から生じる在外企業への純投資の差額が加減算され、貸借対照表の資本と結び付けられます。

リサイクリングを行わないFRS3号の規定では、総認識利得損失計算書のボトムラインの利益は資本の期間差額となります。これが企業の業績であるといえるためには、貸借対照表の資産・負債がその時点における適切な価値を反映しているという前提が必要です。ここに伝統的に時価を重視する英国会計の特徴を見て取ることができます。一方で、二計算書方式を採用することにより、損益計算書において評価差額を含まない企業の業績を表示することが意識されています。

話をキャッシュ・フロー計算書に戻しましょう。キャッシュ・フロー計算書における営業活動からのキャッシュ・フローの表示には二つの方法があります。一つはキャッシュの入りと出の総額を示す方法であり、この方法は一般的に直接法と呼ばれております。もう一つは、利益の金額から諸項目を調整計算することによって営業活動からのキャッシュ・フローを計算する方法であり、この方法は間接法と呼ばれております。改訂IAS7号

は、両者の長所及び短所を指摘した上で、「企業は直接法を用いて営業活動からのキャッシュ・フローを報告することが推奨される」と述べております。このように、直接法を推奨する立場を取っているが、一方では間接法の採用も認めています。

一方、FRS1号は、営業活動からのキャッシュ・フローの表示方法について、「正味金額で示してもよいし、総額で示してもよい」と述べております。正味金額で示すときは、営業活動からのキャッシュ・フローとして計算される金額のみが示され、総額で示すときはいわゆる直接法による情報が示されます。一方で基準は、「損益計算書において示される営業利益と営業活動からのキャッシュ・フローとの相違については、キャッシュ・フロー計算書の注記において調整表を作成し、その原因を明らかにしなければならない」と述べています。したがって、キャッシュ・フロー計算書本文において、正味額あるいは総額のいずれの表示方法が採用されても、注記では必ず利益とキャッシュ・フローとの差額、すなわち間接法による情報が示されます。したがって、実質的には間接法による情報は必須であり、直接法による情報は任意ということになっております。

さらに、間接法を採用した場合の表示方法に関しても国際会計基準と異なっております。改訂IAS7号は純利益から必要項目を加減算することによって営業活動からのキャッシュ・フローを計算しているのに対し、FRS1号は計算の始点を営業利益としています。英国において、営業活動を敢えて国際会計基準と異なる定義としたのは、この情報に重きを置いていることによると思われる。企業の主たる活動としての営業活動における利益とキャッシュ・フローベースの業績との差を示すことによって、リサイクリングを行わないことによりキャッシュ・フローと乖離した利益の問題点を克服し、これを補うことが意図されております。

#### 4. キャッシュ・フロー計算書における資金概念

キャッシュ・フロー計算書について規定したFRS1号は、1996年に改訂されました。配付資料の図表3が、改訂FRS1号によるキャッシュ・フロー計算書の例示となっております。FRS1号改訂における最も重要な変更は資金概念の変更です。

資金概念の変更が業績尺度としてキャッシュ・フローを用いることに対してどのような意味を有しているかについて検討したいと思います。

改訂 FRS1号は、資金概念を現金だけに限定しており、現金を「手許現金および要求払い預金から当座借越を差し引いたもの」と定義しております。国際会計基準および改訂前の FRS1号では、資金概念に現金同等物が含まれていますが、改訂 FRS1号ではこれを除外しております。FRS1号において現金同等物に含めていた短期投資は「流動資源の管理」という新たに設けられた区分に含め、短期借入金も「財務」の区分に含めることを規定しております。

改訂前の FRS1号では、現金同等物についてどのように定義していました。「現金同等物は、短期の、流動性の高い投資であって、予告することなく一定の金額に簡単に現金化できるもの、および取得時点から満期日までが3ヵ月以内であったものである。ただし、銀行借入金のうち、借入れの日から3ヵ月以内に返済期限が到来する分を控除する。現金同等物には、上の基準を満たす外貨建の投資および借入金が増減される」。FRS1号が公表された当初より、資金概念について疑問視する声が寄せられていました。それは、資金管理業務の内容が企業によって異なるので、実際には現金同等物の範囲にも差異が生じているというものでありました。改訂 FRS1号が現金同等物を資金概念から除いたのは、このような問題を克服するためと思われます。

キャッシュ・フロー計算が流動性評価に役立つのは、企業が負債の返済に用いることができる資金の増減の明細が示されるからであります。したがって、キャッシュ・フロー計算における流動性評価に重点を置く場合、企業の資金管理業務の内容が異なるのであれば、それぞれの企業の実態に合わせた資金概念が用いられるべきであります。負債の返済に利用可能と考えられる資金の範囲が違えば、その結果企業間の資金概念に相違が生じて問題となりません。一方で、業績尺度としてキャッシュ・フローを捉えるとき、尺度としてのキャッシュの範囲が異なることは、企業間比較において致命的な問題となります。改訂 FRS1号が資金概念を現金に限定したのは、企業間の相違を克服するためであり、比較可能性を重

視した結果と考えられます。

## 5. キャッシュ・フロー計算書における業績報告機能

近年、業績報告を定める会計制度が大きな転換点を迎えております。本日の報告を締めくくりにあたって、近時の業績報告をめぐる議論を概観し、業績報告の一翼を担うキャッシュ・フロー計算書の課題について考えたいと思います。

G4+1 によって 1999 年に公表されたポジション・ペーパー『業績報告』では、企業の業績を一つの計算書によって報告することが提案されています。その上で、計算書を「営業活動」、「資金調達及びその他の財務活動」、「その他の利得・損失」に区分することが提案されています。

これを受けて、ASB は 2000 年 12 月に FRS3 号を改訂するための公開草案として FRED22 号を公表しました。ここでは、損益計算書と総認識利得損失計算書の二つの計算書によって企業の業績を開示する方法に代えて、これを一つに統合した財務業績計算書を採用することが提案されています。配付資料の図表 4 をご覧ください。財務業績計算書は「営業活動」、「資金調達・運用活動」、「その他の利得・損失」に区分されて表示されます。

一つの計算書によって業績を報告する計算書を主張する背景には、企業の業績の指標を計算書のボトムラインの利益に一元化しようとする意図があるものと思われます。一元化される利益は、貸借対照表の資本の増減として定義されるいわゆる包括利益です。貸借対照表に時価評価の導入が進む中で、一計算書型の財務業績計算書を採用するという事は、評価損益を含む利益を企業の業績を示す唯一の指標とするものであり、従来の実現概念は完全に放棄されることを意味しています。

IASC は、G4+1 のポジション・ペーパーによる提案を受けて、2001 年に原則書案を公表しました。冒頭で述べましたとおり、原則書案ではキャッシュ・フロー計算書の様式についても言及されています。業績報告のあり方を示す原則書案において、敢えてキャッシュ・フロー計算書の様式について触れるということは、これまで潜在化していたキャッシュ・フロー計算書における業績報告機能にも目が向けられてきたあらわれといえます。

原則書案は、直接法を用いて営業活動からのキャッシュ・フローを示すことを提案しています。従来、多くの国で直接法と間接法との選択適用が認められてきたので、直接法に一本化するのはいわゆる画期的な提案であります。

伝統的な損益計算は原始的なキャッシュ・フロー計算が発展したものと考えられます。元々キャッシュ・フロー計算と損益計算は一致していたが、経済の発達により、収益・費用の発生とキャッシュ・フローとの乖離が進みました。したがって、伝統的な損益計算において計算される利益は、キャッシュ・フローの存在が前提となっております。収益・費用の発生とキャッシュ・フローとは期間的なずれが生じるのが通常であり、収益費用の差額としての利益とキャッシュの増減額との関係を示すものとして、間接法によるキャッシュ・フロー計算書の意義があると考えられます。

しかし、リサイクリングを行わず、評価差額を含む利益は、キャッシュ・フローを前提としていとはいえません。改訂 IAS7号において示されたような損益計算書のボトムラインの利益とキャッシュ・フローとの調整を示す意味を見出すことが難しくなっています。

一方で、改訂 FRS1号のように営業利益と営業活動からのキャッシュ・フローの調整を示すのであれば、ボトムラインの利益に関わりなく、間接

法によるキャッシュ・フロー計算書を積極的に評価することができます。世界に先駆けてリサイクリングを行わない損益計算書を導入した英国制度では、キャッシュ・フロー計算書の業績報告機能を重視し、むしろ利益とキャッシュ・フローとの関係に計算書の主眼が置かれています。

IASC による原則書案は、2001年に改組された IASB に引き継がれました。IASB は、2001年10月の会議において、当期の包括利益を示す包括利益計算書の導入を議題として取り上げました。この議題は、包括利益報告プロジェクトと称され、検討が続けられています。当プロジェクトでは、実現概念を放棄し、損益計算書における業績を包括利益へ一元化する方向で議論が進展しております。利益に包含される評価差額などの不確実な要素が大きくなるにしたがって、確実な数値で業績をあらわすキャッシュ・フローの重要性は高まると考えられます。その際に、いち早く包括利益を導入した英国制度に学ぶべき点は多いように思われます。業績尺度として用いられることを前提としてキャッシュ・フロー計算書の構造を検討するとともに財務諸表の全体像を構築することが、キャッシュ・フロー会計の今後の課題となると考えられます。

以上で、私の報告は終わりです。ご静聴ありがとうございました。

図表 1. FRS1号によるキャッシュ・フロー計算書の例示（一部）

キャッシュ・フロー計算書			
1992年3月31日に終わる年度			
		千ポンド	千ポンド
営業活動からのキャッシュ・フロー			6,889
投資報酬及び資金調達費用			
利息収入	3,011		
利息支出	(12)		
配当金支出	<u>(2,417)</u>		
投資・財務活動の損益によるキャッシュ・フロー			582
税金			
法人税支出	<u>(2,922)</u>		
税金によるキャッシュ・フロー			(2,922)
投資活動			
無形固定資産取得のための支出	(71)		
有形固定資産取得のための支出	(1,496)		
有形固定資産売却による収入	<u>42</u>		
投資活動によるキャッシュ・フロー			<u>(1,525)</u>
財務活動前キャッシュ・フロー			3,024
財務活動			
普通株式発行			
担保付社債の再取得支出	211		
株式発行に伴う費用支出	(149)		
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>(5)</u>		
現金及び現金同等物の増加			<u>57</u>
			<u><u>3,081</u></u>
注記			
営業利益と営業活動からのキャッシュ・フローとの調整			
営業利益			6,022
減価償却費			893
有形固定資産売却損失			6
棚卸資産の増加			(194)
売掛金の増加			(72)
買掛金の増加			234
営業活動からのキャッシュ・フロー			<u><u>6,889</u></u>

図表 2. FRS3号による損益計算書及び総認識利得損失計算書の例示（一部）

損益計算書			
	1993年	1993年	1992年
	百万ポンド	百万ポンド	(再表示済み) 百万ポンド
売上高			
継続事業	550		500
買収	50		
	<u>600</u>		
廃止事業	175		190
		775	690
売上原価		(620)	(555)
売上総利益		155	135
営業費用		(104)	(83)
営業利益			
継続事業	50		40
買収	6		
	<u>56</u>		
廃止事業	(15)		12
控除:1992年引当金取崩額	10		
		51	52
継続事業における固定資産売却益		9	6
廃止事業に係る損失引当損			(30)
廃止事業の処分損	(17)		
控除:1992年引当金取崩額	20		
		3	
利息控除前経常利益		63	(15)
支払利息		(18)	11
税引前経常利益		45	13
経常利益に対する税金		(14)	(4)
税引後経常利益		31	9
少数株主持分		(2)	(2)
異常損益項目控除前利益		29	7
異常損益項目		—	—
当期利益		29	7
配当金		(8)	(1)
当期留保利益		21	6
(以下省略)			

総認識利得損失計算書

	1993年	1992年
	百万ポンド	(再表示済み) 百万ポンド
当期利益	29	7
固定資産の再評価に係る未実現剰余金	4	6
投資有価証券の未実現利得	(3)	7
	<u>30</u>	<u>20</u>
外貨表示純投資に係る未実現剰余金	(2)	5
当期の総認識利得損失	28	25
前期損益修正	(10)	
前期修正を含む総認識利得損失	<u>18</u>	

出所) ASB, Financial Reporting Standard 3 "Reporting financial performance", amended June 1999, Illustrative examples. (邦訳 菊谷正人(2001年)「英国における総認識利得損失計算書」『企業会計』第53巻, 第7号, 43頁参照.)

図表 3. 改訂 FRS1号によるキャッシュ・フロー計算書の例示（一部）

キャッシュ・フロー計算書  
1996年12月31日に終わる年度

営業利益と営業活動からのキャッシュ・フローとの調整		千ポンド
営業利益		6,022
減価償却費		893
有形固定資産売却損失		6
棚卸資産の増加		(194)
売掛金の増加		(72)
買掛金の増加		234
営業活動からのキャッシュ・フロー		<u>6,889</u>
キャッシュ・フロー計算書		
営業活動からのキャッシュ・フロー		6,889
投資報酬及び資金調達費用		2,999
税金		(2,999)
資本的支出及び財務的投資		(1,525)
取得及び処分		0
株式配当金支出		(2,417)
		<u>3,024</u>
流動資源の管理		(450)
財務活動		57
現金の増加		<u>2,631</u>



図表 4. FRED22号による財務業績計算書の例示（一部）

	財務業績計算書		2000年 (再表示済み) 百万ポンド
	2001年 百万ポンド	百万ポンド	
営業活動			
売上高			
継続事業	600		525
買収	<u>50</u>		
	600		
廃止事業	<u>175</u>		190
		825	715
売上原価		<u>(650)</u>	<u>(570)</u>
売上総利益		175	145
正味営業費用		(124)	93
営業利益			
継続事業	60		40
買収	<u>6</u>		
	66		
廃止事業	<u>(15)</u>		12
営業損益		51	52
資金調達・運用活動			
負債利子		(26)	(15)
年金基金充当金運用益		<u>20</u>	<u>11</u>
財務損益		<u>(6)</u>	<u>(4)</u>
税引前営業・財務損益		45	48
営業・財務損益に対する税金		<u>(5)</u>	<u>(10)</u>
税引後営業・財務利益		40	38
少数株主持分		<u>(5)</u>	<u>(4)</u>
当期営業・財務損益		<u>35</u>	<u>34</u>
その他の利得・損失			
継続事業における資産処分に係る再評価益		6	4
固定資産の再評価		4	3
給付建年金制度に係る数理計算上の差異		276	91
廃止事業の処分に係る利益		3	—
外貨建純投資に係る為替換算差額		<u>(2)</u>	<u>5</u>
税引前その他の利得・損失		287	103
その他の利得・損失に対する税金		<u>(87)</u>	<u>(33)</u>
税引後その他の利得・損失		200	70
少数株主持分		<u>(30)</u>	<u>(10)</u>
当期その他の利得・損失		<u>170</u>	<u>60</u>
当期総利得・損失		<u>205</u>	<u>94</u>

(以下省略)

出所) ASB, FRED22: Revision of FRS3 "Reporting financial performance" 2000, Appendix I.  
 (邦訳 菊谷正人(2001年)「英国における総認識利得損失計算書」『企業会計』第53  
 巻, 第7号, 46頁参照.)